

第 5 期 中野区障害者自立支援協議会議事要録

部会名	自立支援協議会（全体会）	回 数	第 9 回
日 時	2017 年 11 月 14 日（火）	13 時 30 分 ～	15 時 30 分
会 場	中野区役所 7 階 第 9 会議室		
検討内容			
<p>◆会長挨拶</p> <p>今年は、障害者基本法を根拠法とする障害者計画及び障害者総合支援法を根拠法とする障害福祉計画の見直しをする重要な年である。</p> <p>また、来年度からの介護保険法による報酬も含め障害福祉分野の報酬改定作業も論点を整理しながら少しずつ具体的になっているので、注視していきたい。</p> <p>1 報告・提案事項・第 5 期中野区障害福祉計画等(素案)</p> <p>◆障害者計画及び障害福祉計画(素案)について（資料 6-1、2、3）</p> <p>第 7 回全体会で協議いただいた障害福祉計画等に対する中野区障害者自立支援協議会の意見（資料 6-3）については 8 月 22 日に開催した健康福祉審議会障害部会で報告した。</p> <p>（計画の位置付け）</p> <p>健康福祉総合推進計画は、地域福祉計画、健康増進計画、老人福祉計画、障害者計画の 4 つの計画を統合した計画である。健康福祉総合推進計画と介護保険事業計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画は、基本構想と基本計画である「新しい中野をつくる 10 か年計画（第 3 次）」のもとで健康福祉の領域における基本計画となる。</p> <p>（計画の期間）</p> <p>健康福祉総合推進計画は平成 30 年度から平成 34 年度までの 5 年間、介護保険事業計画と障害福祉計画及び障害児福祉計画は平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間とする。</p> <p>（障害福祉の施策体系）</p> <p>●第 1 節 個別施策</p> <p>課題 1 から課題 4 までが障害者の部分である。課題ごとに現状と課題、実現すべき状態、成果指標と目標値、主な取り組みを記載している。</p> <p>●第 2 節 第 5 期中野区障害福祉計画</p> <p>（計画の目的）</p> <p>中野区健康福祉総合支援計画の中で障害福祉計画を実現するための事業の実施、障害のある人への日常生活及び社会性生活に必要な障害福祉サービス、地域生活支援事業等のサービス提供見込み量や提供方法を計画したものである。</p> <p>（成果目標：平成 32 年度の目標設定を行う主要項目）</p> <p>障害者総合支援法第 87 条に規定する国が定めた基本方針により、入所施設等からの地域生活移行者数や福祉的就労から一般就労への移行者数等の目標値を設定することが求められている。</p> <p>平成 32 年度の目標設定を行う主要項目の中で新たな目標として設定したものは、地域生活への移行の促進の中の「保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置」、一般就労の支援の中の「就労定着支援による職場定着率」である。</p> <p>なお、必要なサービス量の見込みについては資料 6-2 に一覧としてまとめた。</p>			

◆第1期障害児福祉計画(素案)について(資料6-1、2、3)

(障害福祉の施策体系)

●第1節 個別施策

課題5が障害児の部分である。課題ごとに現状と課題、実現すべき状態、成果目標と目標値を記載している。

〈 施策1〉 関係機関と連携した切れ目のない一貫した支援体制

- ①早い段階から気づきのための相談体制の充実
- ②ライフステージに応じた切れ目のない一貫した支援体制の拡充
- ③保護者・家族への支援の充実

〈 施策2〉 専門的な支援の充実と質の向上

- ①障害児通所支援事業所の質の向上
- ②障害児相談支援事業所の整備と体制構築
⇒質の高いサービスの確保のための事業所への研修の充実、人材育成、スキルアップを記載している。
- ③重層的な体制の構築
⇒(仮称)総合子ども支援センターを中核としてすこやか福祉センター、区立療育施設等と連携をして児童発達支援機能の構築をする。

④医療的ケア児への支援の充実

〈 施策3〉 地域社会への参加や包容の推進

- ①地域体制における支援の充実
⇒保育所等の受け入れ体制の確保、障害や発達に課題のある子どもが他の子どもとともに学び、必要十分な教育を受けられる体制を強化する。
- ②地域社会の障害理解促進や啓発

●第3節 第1期中野区障害児福祉計画

(計画の位置付け)

児童福祉法第33条に基づき「障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画」として策定する。

(成果目標：平成32年度の目標設定を行う主要項目)

- ①児童発達支援センター機能の整備及び保育所等訪問支援の充実
- ②主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
- ③関係機関が連携を図るための協議の場の設置

なお、必要なサービス量の見込みについては資料6-2に一覧としてまとめた。

◆今後のスケジュール(予定)

12月中旬頃までに各関係団体へ説明及び区民意見交換会を開催する。来年1月頃に計画(案)の決定、パブリックコメントの手続きを行いその結果をふまえて3月に計画の策定という運びになる。

《 意見交換 》

・協議の場の設置について具体的な構想があれば教えて頂きたい。

→（事務局）障害者の部分では協議の場については、区市町村は平成 32 年度末に設置することと国の基本指針により示されている。構成員などは具体的なことは今度検討を進める。

→障害児についても同様である。福祉施設に留まらず、保育や教育といったいわゆる一般施策に関わる事業者とも連携できればと考えている。

・（仮称）総合子どもセンターは現在あるのか。それとも、これからできるのか。

→（事務局）平成 33 年度の設置を目指している。子ども期から若者期における、本人や家庭における課題についての専門相談、支援、措置、家庭・社会復帰までを総合的に実施する施設を想定している。

・障害児支援利用計画の作成については専門性が求められるものであり、大人と子どもの両方の障害を見ることができる人材は少ない。障害者と障害児の役割分担をする方が現実的だと思う。

→（会長）これまで専門性を持って障害・児童・高齢者の取り組みをしてきたが、地域包括ケアシステムという考え方は今後総合的に包括的に対応していくという計画である。区として具体的に想定されることや問題について流動的に対応していくことが大切である。

・平成 30 年度から始まる自立生活援助の記載がないのはどうしてか。

→現段階では具体的なものが示されていないので記載をしていない。計画（案）の段階で記載をする予定である。

2 相談支援のあり方について

（会長）

これまで障害福祉サービスから介護保険サービスに移行する際に様々な議論を頂いており、相談支援体制そのものについてもご意見を頂いている。今回すこやか相談支援事業所に求められている姿、理想的な形、役割も含めて事業者目線で協議を行うよう相談支援部会に付託したので報告をいただく。

（相談支援部会）

今回は障害福祉サービスから介護保険サービスに移行する際の課題について報告する。区内相談支援事業所における業務の役割分担や連携、その他の課題については後日報告する。

◆『介護保険サービスの連携・介護保険移行時の課題について』（資料 2-1）

9月の部会で介護保険サービス事業所 2 か所を招き、事例をあげ意見交換をした。

障害から介護保険への移行について相談支援専門員は 1 年前から事前準備に入っている。移行時の課題として 1 つ目は、要介護認定申請が中野区では該当者の誕生日の 1 ヶ月前からとなっており障害サービス終了に間に合わない結果がでてきていること。2 つ目は、サービス等利用計画とケアプランの計画は違いサービスや内容が変わってしまうことである。

◆『全体会への報告事項』（資料 2-2）

65 歳時の障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行について、現状ではスムーズな移行ができるかどうか不安が大きく、スムーズにできていないこともある。

中野区の場合、要介護認定の申請時期が誕生日の1ヶ月前からとなっており、結果次第では介護サービスと障害サービスどちらも受けられない期間が発生する恐れがある。

相談支援部会では全体会に対して、上記によるサービスの停止（もしくはサービス停止となる可能性の状態の放置）は、障害者の生活に大きな不利益をもたらしていると報告する。

【 提案 】

1. 解決方法として介護保険分野に対し、要介護認定の申請受付時期を現状の1ヶ月前から3ヶ月前に変更するように申し入れを行う。
2. 介護保険と障害福祉サービスの連携の必要性を鑑み、介護保険分野と障害福祉の分野が定期的に意見交換できる場の設置をする。
3. 介護保険事業者は障害の知識や経験が不足している状況から、ケアマネージャーやヘルパーに対する障害者、障害サービスに対する研修（集団指導等含む）を行う。

（事務局）

障害福祉サービスから介護保険移行への切れ目のないサービス支援という要望を自立支援協議会から受け、介護保険分野と話し合いの場を設け、現状として件数は多くはないが、スムーズな移行ができないケースがあると報告をした。

介護保険分野では、1ヶ月前に資格を付けそこから意見書等の依頼を行うというシステムになっており、誕生日の1ヶ月前から2ヶ月前、3ヶ月前に変更するのは難しいと意見を頂いた。介護保険分野となおいっそう連携を強めて切れ目のないサービス支援をしていくと共有した。

（会長）

中野区の現状として、システム上1ヶ月間から3ヶ月前に変更することは今のところ難しいが、障害福祉分野と介護保険分野との連携をより強めていくことで円滑な移行及び滞りないサービス提供をおこなっていくということで理解をした。介護保険へのスムーズな移行については今後も現状を全体会にあげ、意見交換を重ね解決策を検討していきたい。

《 意見交換 》

・要介護認定申請をした方は、結果かがどうなるか心配しながら1ヶ月を過ごしている。もし非該当の結果が出た時にはほぼその瞬間打つ手はなくなる。長年障害福祉サービスを使っていた方が介護保険に切り替えてサービスが停まってしまうことを考慮し、システム改善をして頂きたい。

・障害福祉サービスを利用している方が介護保険に移行する際に介護保険サービスにないものは障害福祉サービスを継続して利用できるが現実的にサービスの利用ができなくなっている方がいるのか。

→居宅サービスについては、サービス量がぐっと少なくなるということは起きている。量が低下することで本人の負担が増えることになる。

・「我が事・丸ごと」は地域包括ケアを自治体レベルでやっていくということなので国が作ったシステムについて不都合があるなら直すように要望するべきである。

3 相談支援機関会議報告（資料 1）

◆第 41 回（8 月 30 日開催） 事例総数：41 件

主な話題：障害者虐待について

- ・平成 24 年度から障害者虐待防止法が施行されている。平成 24 年度 16 件、25 年度 14 件、26 年度 14 件、27 年度 8 件、28 年度 7 件で、29 年度は 10 月まで 7 件の報告がある。数は減っているが悪質なケースもみられる。

◆第 42 回（9 月 27 日開催） 事例総数：34 件

◆第 43 回（10 月 25 日開催） 事例総数：32 件

主な話題：区内新設される施設について

- ・区内にいくつかできる施設の利用の仕方や開設までの利用の手順、進捗状況について相談支援事業所に情報提供頂きたいという意見があがっている。
- ・マイナンバーによる情報連携は 11 月 13 日より本格的な運用を開始になる旨の情報提供を行った。

◆介護保険移行ケース事例報告（資料 1-7）

1. 身体障害の方で誕生日 1 ヶ月に介護保険認定申請を行うが認定調査の連絡がなく、誕生日の前日まで保留されていた。

2. 精神障害の方で居宅介護を月に 23 時間使っていた。本人の姉が手続の進捗状況の問い合わせを度々した。12 月で障害福祉サービスの支給期間が満了であったが、1 ヶ月障害福祉サービスを延長していた。

3. 身体障害の方で居宅介護を月に 21 時間利用している方で、訪問看護を医療保険で利用していた。65 歳になった時点で介護保険が優先となり、介護保険認定ができるまで訪問看護が使えない状態となる。誕生日までに訪問看護や訪問リハビリを利用している方は介護保険に移行ができないと使えなくなってしまう。

（情報提供）

居宅介護を利用して要介護認定申請を行った方は、平成 28 年 11 月から平成 29 年 10 月まで 13 名おり、12 名が介護保険に移行した。11 名の方の区分が下がっており、1 名区分が上がっている。障害支援区分 4 の方が要支援 1 になった事例もある。特に精神障害の方は、7 名の方が要介護認定を受け、要介護になった方は 1 名、6 名の方が要支援となっている。

4. 精神障害の方で居宅介護を月に 15 時間利用していた方で身体機能に問題なく買い物も一人で行える。障害支援区分が 2 であったが介護保険非該当になると予測され介護保険総合支援事業の利用を考えチェックリストの判定をした。結果的に非該当になり障害福祉サービスを再び利用することとなった。

5. 身体障害の方で居宅介護を月に 42 時間、訪問入浴、訪問看護、訪問リハビリを利用していた。誕生日 2 ヶ月に介護保険を申請するが区から取り下げ要求があり取り下げ、1 ヶ月前に再度申請をした。意見書の作成が遅れ介護認定がおりたのは誕生日 1 ヶ月後であった。障害支援区分も誕生日で切れていたが、入院中であったためサービスが途切れる影響がなかった。

（情報提供）

誕生日で障害支援区分が切れており、介護保険非該当や介護保険認定がおりないと再度障害支援認定を受けて頂くことになる。そのようなリスクが起きないように誕生日で障害支援区分をなるべく切らないような形で調整をしている。要介護認定申請を早めて欲しいという意見が部会からもでている。

《意見交換》

・当事者のための制度になっていないように聞こえてしまう。障害のある方が65歳で介護保険サービスを利用することは本当に適切なのかも含め制度を見直す必要があるのではないか。

・本人に何か問題があった時にまず誰が訪問するか意識的に取り決めをして、セーフティネットを作った方が良い。

・障害福祉サービスは障害のある方がどのように生きるか活動を支えるものであるが、介護保険サービスとは本質が違ってくるように見えてしまう。65歳になったら誰でも介護保険に移行させるやり方は少し乱暴である。

・70歳の身体障害者の方で家の中ではいざって移動をして外出時は装具をつけ松葉杖で歩いている。その方は歩ける状態と判断され要支援である。再認定をした方の介護度が下がっていると聞いている。

・母が介護保険を利用し、私が障害福祉サービスを利用している時に介護保険のヘルパーに母の分しか食事は作れないと言われた。カレーライスを一人分作ることはできない。一緒に暮らしているのに調理だけでなく洗濯物も分けると経費も時間も余計にかかり非合理的であった。

→障害福祉と介護保険を同一世帯で使っていてそれぞれの利用者の分しか提供しないということが現実的に起きている。融通はきかないものなのか。区として国に要望することができないのか。

→（事務局）同一世帯に複数障害の方がいる場合や高齢者と障害のある方が同居している場合はサービスを按分して良いとされている。しかし、全ての事業所に伝わっていないことは課題である。

→福祉サービスを利用する方は制度に詳しいわけではない。現実的に起きている不都合を受け止め、サービスを提供する事業者側がサービスや制度に対して熟知し利用者にあった対応の案内をして本人の同意と決定を頂きながら支援をすることが重要である。

→認知症の母80代、知的障害の方50代で同一世帯でも同様なことが起きている。地域包括ケアシステムの中で統合的な支援の実現を検討して頂きたい。

◆個別ケア会議の報告案件について

・性に対する支援とはどのようなことかと質問があり、二人でいるときに訪問看護の方に対して本人からセクシャル的な発言があった。本人と話し合いをもち納得していただいたが、ヘルパーや支援者を守る対策として同性の支援者や複数の支援者で対応するなどの工夫が必要である。

4 相談支援部会報告報告（資料2）

◆第13回（9月20日開催）

介護保険移行時についての意見交換である。

◆第14回（10月18日開催）

「地域包括ケアシステムについて学ぶ」をテーマに中野区地域包括ケア推進担当を招き、意見交換をした。障害施策についてはまだ具体的ではないが、地域包括ケア推進会議で話し合っていると報告があった。部会からは住宅政策や福祉人材の確保に力を入れて欲しい、居住支援協議会を作りたいなど意見がでていた。

5 地域生活支援部会報告（資料3）

◆第6回（9月12日開催）

大家さん向けセミナーを10月12日に開催し、グループホームの開設までと消防法の改正についてはとても参考になったと意見を頂いている。

本日、午前中にグループホームとうもろろうを見学した。詳細については日を改めて報告する。

6 就労支援部会報告（資料4）

◆第11回（9月19日開催）

工賃アップの取り組みの中で販売会のあり方について検討した。今年度一番の成果は、マルイインクルージョンフェスタに参加をしたことである。来年度も継続していくので就労支援ネットワークとともに自立支援協議会もバックアップをしていく。

◆第12回（10月17日開催）

中野区民が利用している就労移行事業所3か所を招いて区内事業所も含めた情報交換会をした。

3か所とも定員以上の登録があり、就労者も順調にでており定着支援、フォローアップに負われるようになってきている。利用についてはいくつかの点が特徴としてあげられている。

- ・30代から40代の精神障害の方が多く、働いていたが病気などでリタイアし手帳を取得して障害者雇用で働こうと通所される方も多い。

- ・知的障害の方は少ないが、特別支援学校からの利用者は徐々に増えている。また、知的障害と発達障害という診断をされている方も増えている。

- ・福祉サービスと繋がりがなくインターネットで調べて来所され、通所が福祉サービスの窓口となる方も多い。

- ・近隣の医療機関やデイケアからの紹介があること、地域によって保健師の関わり方や支給要件や支給方法が違う。

- ・2年間で就労に繋げる難しさと障害理解の難しさは1事業所で対応するのは難しい。相談支援事業所を含め地域との連携を強めていきたい。

※区内各施設の丁寧な支援内容、支援力は知られにくいと意見があり周知を検討することとなる。

《意見交換》

- ・就労継続支援B型に通所をしていて、通所者の希望があれば就労移行も案内するという試みはとても良いと思う。

- ・支給方法に地域格差があるのは非常に問題だと感じる。

7 居宅系事業者連絡会報告

上半期の活動はなく、下半期に向けて事業者向けの集団指導を含めた活動を検討中である。平成30年4月の障害者総合支援法改正の内容に合わせ具体的なものとする。

8 施設系事業者連絡会（資料5）

◆第45回（10月5日開催）

弥生福祉作業所で開催し、講師に「ゆめなりあ 言語聴覚士 志村氏」を迎え、利用者の摂食・嚥下障害について意見交換をした。加齢に伴う機能低下が心配される中で今後の摂食・嚥下について事業所

として正確な判断をしていかななくていけないと感想をもった。

来年1月に研修を予定しており準備をしている。職員交換研修については次回部会で報告する予定である。

《意見交換》

- ・流動食、刻み食の試食をしたのか。

→きゅうりとバナナを使って刻んだものと刻まないものの試食をした。事業所では刻むほうが食べやすいと刻んで食事の提供をしていたが、刻んだものはバラバラになり食べにくいという発見があった。

7 その他

◆「超高齢化社会における障害者と家族」

12月8日(金) 13時30分～16時30分 東京都庁第一本庁舎5階大会議場

基調講演 白石 弘巳氏

◆社会福祉法人中野あいいく会 公開講座 「障害のある人のお金にまつわるエトセトラ」

11月20日(月)18時15分～20時30分 中野サンプラザ7階研修室10

講師 又村 あおい氏

◆(事務局):「3部会合同セミナー」の連絡

平成30年1月19日(金)14時00分～16時30分 中野産業振興センター3階大会議室

講師 DPI日本会議副議長 尾上 浩二氏

テーマは、「地域共生社会を実現するためには？」という内容で検討している。今後、町会・民生児童委員へ参加要請を依頼し、区民向けにホームページにも掲載する。

備考

次回日程 1月15日(月)13:30～ 中野区役所7階 第9会議室